子会社有事に関する親会社取締役の対応についての一考察 -- グループ・ガバナンスを促進する規範の提案--

A study on emergency responses of parent company directors at subsidiaries: proposing a code to promote group governance

関西大学大学院 社会安全研究科 博士課程後期課程

小 野 梓

Graduate School of Societal Safety Sciences, Kansai University Doctor's Program

Azusa ONO

SUMMARY

In Japan, both hard law and soft law have required parent company directors to steer group internal control systems. On the other hand, there are almost no precedents recognizing the parent company directors' responsibility towards subsidiaries. This study examines precedents and previous studies on the supervisory responsibility of parent company directors for subsidiaries. It also attempts to investigate how to design norms to maintain and improve group internal control systems in preparation for emergencies at subsidiaries.

Key words

group governance, internal control, corporate law, corporate governance code

1. はじめに

わが国のハードロー及びソフトローは, グループ内部統制システムの整備を親会社取締役に強く求めるようになっている.

ハードローとは、「国家等によって明確に規定 され、裁判所などを通じて強制的に執行される 法律」(瀬下: 2008, p.169)を指す. 2005 年 6 月29日成立の会社法では、大会社及び委員会設置会社に内部統制システムの整備について決議するよう求める明文規定が置かれた。その詳細は、2006年2月9日公表の会社法施行規則に規定されており、決議すべき項目の1つとして、「企業集団における業務の適正を確保するための体制」(以下「グループ内部統制システム」という。)が挙げられた(規則第100条第1項第5号

等). その後, 2010年4月28日から2012年8月1日までの間, 24回開催された法務省法制審議会会社法制部会(以下「会社法制部会」という.)における議論では, グループ・ガバナンスの徹底を図るため, 企業集団法制の整備が論点の1つとなった¹⁾. 会社法制部会での議論の末, 2014年6月20日に成立した改正会社法(以下「2014年会社法」という.)では, 多重代表訴訟制度(親会社株主が子会社役員の責任を直接追及できる制度)が成立するとともに, グループ内部統制システムの整備に関する記載が会社法施行規則から会社法の条文に格上げされた. また, 法解釈上, 親会社取締役の子会社監督責任は一般的に認められている.

一方、ソフトローにおいても、グループ・ガ バナンスの強化が企業に求められている. ソフ トローとは、民間で自主的に定められるガイド ラインのほか, 行政府が示す法解釈等も含む「私 的な取決めや申合せ」であり、法的拘束力を持 つものではないものの、事実上の行動規範とし ての性格を有する社会的規範(瀬下:2008, p.169; 文化審議会著作権分科会: 2017, p.57) を指す、2019年6月28日、経済産業省が公表 した「グループ・ガバナンス・システムに関す る実務指針(グループガイドライン) において も. グループ内部統制システムの整備に関連し. グループ経営における不祥事等の未然防止に加 えて、再発防止等の事件や事故などの有事対応 の重要性が論じられている(経済産業省:2019. p.95).

しかし、子会社の有事対応のための体制整備を親会社取締役へ具体的に求める明文規定までは、ハードロー及びソフトロー上ともに存在しない、一方、有事の際、子会社に改善等を促さないような不作為があろうとも、親会社取締役が損害賠償義務を負わない裁判例が存在している。このような判決が今後も支持されるのであ

れば、子会社で発生した重大な不正行為等に対応しなかった結果、連結財務諸表上に大きな損失が生じたとしても、親会社取締役は損害賠償義務から逃れられる可能性がある。これでは、親会社取締役が自律的にグループ内部統制システムを整備する意欲が損なわれかねない。大企業グループの事業活動が社会に与える影響の大きさを考えれば、親会社取締役がグループ内部統制システムの構築と運用に関与するインセンティブとなる規範の定立は、安全・安心な社会の構築にとって重要な要素であることは論を俟たない。

本研究は、このような問題意識を端緒とし、子会社で有事が発生した際に備えて、親会社取締役がグループ内部統制システムの構築と運用に積極的に関与するモチベーションを維持・向上させる規範はいかに設計されるべきか、わが国における親会社取締役の子会社監督責任に関する判例及び先行研究を調査した上で、ハードロー及びソフトローの両面から探求する.

2. 現代社会が企業に求めるグループ・ガバ ナンス

2.1 ハードロー及びソフトローの推移と企業の子会社有事対応の体制の現状

本節では、わが国において、グループ・ガバナンスの整備がどのように要求されてきたかを、ハードロー及びソフトローの観点で検討する。なお、本研究では、子会社、親会社及びグループの定義は会社法及び会社法施行規則に従う。すなわち、子会社とは、会社が他の会社等の経営を支配している場合における当該他の会社等であり(法第2条第3号;田中:2021、p.51)、親会社とは、会社等が株式会社の経営(財務及び事業の方針の決定)を支配している場合における当該会社等であり(法第2条第4号;田中:2021、p.52)、グループとは、当該株式会社並び

にその親会社及び子会社から成る企業集団(規 則第100条第1項第5号)とする.

ハードローについては、まず、2005年の会社 法の成立が挙げられる. 会社法では、大会社及 び委員会設置会社に対して「グループ内部統制 システム」を含む内部統制システムの基本方針 を取締役会で決議することが義務付けられたも のの2),各社において必ず何らかの体制を整備 しなければならないといった定めはなく、体制 の整備の要否も含め、各社の実情に応じて判断 すべきとされた(相澤他:2006, p.334). 2014 年会社法においては、親会社取締役の子会社監 督責任を肯定する議論が見られたものの、具体 的な明文化は避けられた. また, 前述のとおり, グループ内部統制システムの整備に関して会社 法施行規則から会社法本文に格上げされたとは いえ、これは改正前の会社法における親会社取 締役の義務の範囲を超えない範囲での修正であ り、規律及び解釈の変更は意図しておらず、改 正後の文言もそのような実質は伴わないとされ た (塚本: 2014, pp.28-29). しかし, この「格 上げ」は、当時、企業集団によるグループ経営 が進展し、親会社及びその株主にとって、「子会 社の経営の効率化及び適法性が極めて重要」と なっていたことが背景であるのもまた事実であ る (坂本編: 2014, p.216).

他方,ソフトローについては,2003年6月27日,経済産業省のリスク管理・内部統制に関する研究会が、「リスク新時代の内部統制―リスクマネジメントと一体となって機能する内部統制の指針―」を公表し、子会社で不祥事が生じると、グループ全体のブランド価値の毀損を招くこともあるといった観点から、グループ内部統制システムの重要性を主張した(経済産業省:2003、p.15)。ただし、グループ・ガバナンスに関する親会社取締役の具体的な実施事項までは示してはいなかった。

その後、2015年6月1日、上場会社の行動原 則として. 東京証券取引所が「コーポレートガ バナンス・コード〜会社の持続的な成長と中長 期的な企業価値の向上のために~(以下「CG コード」という.)」を公表した. 有価証券上場 規程上、上場会社は CG コードの各原則を実施 するか. 実施しない場合にはその理由を説明す る必要がある(第435条).これに違反したと認 められた場合、当該上場会社は「特設注意市場 銘柄への指定(第503条第1項第4号)|「改善 報告書の提出(第504条第1項第2号)」「公表 措置(第508条第1項第4号)」「上場契約違約 金の支払い(第509条第1項第2号)」といった 実効性確保措置の対象となる可能性があること から、CG コードは上場会社にとって一定の規 範となると考えられる. その後, CG コードは 2021年6月11日に改正され、内部統制やリス ク管理体制の整備に関してはグループ全体を含 めた体制とするよう記載が変更された(東京証 券取引所: 2021a, p.16). しかし, 有事対応に 関する具体的な内容には言及していない.

また、前述の「グループガイドライン」では、 本研究で焦点を当てる有事対応に関し、レピュ テーションのコントロールの観点からの重要性 が説かれたのに加え, 子会社で不祥事等が発生 した場合の親会社の対応の在り方として. 実務 上の具体的な対応方法が紹介されている(経済 産業省:2019, pp.95-102). ただし, 子会社の 有事対応については、親会社において十分な体 制が用意されていないことが明らかとなった. 「グループガイドライン」におけるアンケート調 査では、子会社で不祥事が発覚した場合、親会 社の経営陣に即座に報告するよう取り決めてい る企業は全体の93%に及んでいるが、子会社で の有事の類型に応じた親会社としての対処方針 を予め定めている企業は24%に留まっている (経済産業省:2019, p.97).

このように、わが国の企業はグループ・ガバナンスを強く求められるようになったものの、子会社等で発生した不正事案などの有事対応のための体制整備を親会社取締役へ具体的に求める規定はハードロー及びソフトロー上は存在せず、企業側においてもこのような体制を整備していない状況が散見される状況にある。

2.2 子会社での不正行為により親会社に重大な 影響が及んだ事象の推移

前述のとおり、現代社会はグループ・ガバナンスの強化を企業に要請している。とりわけ、ハードローである会社法の改正は、企業に対する影響力も大きいのではないかと一般的には考えられる。しかし、グループ・ガバナンスに関する変更があった2014年会社法の2015年5月1日施行後も、親会社に重大な影響を及ぼす子

会社での不正は発生し続けている.

① 2006年5月1日の会社法施行から2014年 会社法の施行までの9年間と、22014年会社法 施行から 2023 年 4 月 30 日までの 8 年間におい て, 子会社での不正行為により親会社に重大な 影響が及んだ事象を筆者が調査したところ、そ の内容は表1のとおりであった。なお、調査に 当たっては日本経済新聞社が提供するオンライ ンデータベースサービス「日経テレコン 21」を 使用し、日本経済新聞にて報じられた事象を参 照した. また、親会社への重大な影響の定義は、 ①行政等による親会社への処分・勧告等、②親 会社の役員の辞任の2つとし、財務諸表や株価 への影響については子会社での不正との因果関 係の証明が困難であることから、ここでは除外 した. 加えて、子会社の不正の親会社への影響 という観点を踏まえ、親会社が不正に直接関与

表 1 子会社での不正行為により親会社に重大な影響が及んだ事象3

親会社	子会社での不正	親会社への影響		
(1) 2006年5月1日~2015年4月30日				
① 2007 年三菱 UFJFG	マネーロンダリング	米国当局が業務改善命令		
② 2008 年 LTT バイオファーマ	偽造保証書での投資勧誘	社長が辞任		
③ 2009 年広島ガス	循環取引による架空売上計上	東証が改善報告書の提出要求		
④ 2010 年田辺三菱製薬	血液製剤の試験データ改ざん	厚生労働省が一部業務停止及び業務 改善命令		
⑤ 2010 年 JVC・ケンウッド HD	不適切会計	金融庁が課徴金納付命令		
⑥ 2013 年 OKI	売上の架空計上	金融庁が課徴金納付命令		
⑦ 2013 年みずほ FG	反社会的勢力への融資の放置	金融庁が業務改善命令、会長が辞任		
⑧ 2014 年マルハニチロ HD	製造物に社員が農薬を混入	社長が辞任		
(2) 2015年5月1日~2023年4月30日				
⑨ 2016 年旭化成	杭打ちデータ改ざん	社長が辞任		
⑩ 2016 年住江織物	不適切会計	社長が辞任		
① 2017 年船井電機	不適切会計	東証が改善報告書の提出要求		
② 2017 年富士ゼロックス	不適切会計	社長を除く6人の役員が辞任		
③ 2019 年リズム時計工業	不適切会計	社長が辞任		
⑭ 2019 年ホシザキ	不適切取引	創業家の会長の代表権返上		
⑤ 2019 年ユー・エム・シー・エレクトロニクス	不適切会計 社長が辞任			
⑯ 2019 年日本郵政	保険料の二重徴収など	金融庁が業務改善命令、社長が辞任		

※表中の「HD」は「ホールディングス」の、「FG」は「フィナンシャルグループ」の略称 出典:筆者作成

している事象も除外している.

ここで注目すべきは、親会社の役員の辞任等に影響を及ぼした事象の件数の変化である。表1(1)の期間には8件中3件であったのが、表1(2)の期間には8件中7件と全体のほぼ同数となっており、子会社で重大な不正が発生した場合は、親会社の社長等が辞任しなければ世論を納得させられない時代へと変化している、すなわち子会社における不正のグループ全体への影響が高まっていると言えよう。大企業グループの事業活動が社会に与える影響の大きさを考えれば、子会社での有事に親会社取締役が一早く対応するモチベーションとなる規範の定立が求められていると言えるのではないだろうか。

2.3 小括

ここまで,現代社会が企業に求めるグループ・ ガバナンスの要請について確認した.親会社に よるグループ・ガバナンスに関する体制整備は 依然として十分でなく,グループ全体へ影響を与 える子会社での不正事案は継続して散見される.

そこで、本研究では、親会社取締役が子会社を監督するために必要な責任内容を具体的に整理した上で、親会社取締役がグループ・ガバナンスに取り組むための十分なインセンティブとなる規範を探求する。

3. 親会社取締役の子会社監督責任が争われ た判例・裁判例及び法解釈の分析

本章では、親会社取締役の子会社監督責任が 争われた判例・裁判例と、これに関する法解釈 を概観し、子会社を監督するに当たり親会社取 締役に求められる具体的な責任を整理する.

3.1 判例・裁判例の概観

親会社取締役への損害賠償請求に関する代表的な判例・裁判例は、表2のとおりである.

表 2 判例・裁判例の一覧

- ①三井鉱山株主代表訴訟事件(1993年)4)
- 三井鉱山の取締役から指図を受けた完全子会社が、三井鉱山の株主の有する株式を買い取り、三井鉱山の関連会社に売り渡した結果、子会社の資本が本件株式の買入価格と売渡価格の差額分減少したことへの株主代表訴訟、
- 他に特段の主張立証がなければ、完全子会社の損害の同額に相当する資産の減少を来すことから、これと同額の損害を親会社は受けることになると判示された.
- ②片倉工業株主代表訴訟事件(1994年)5)
- 片倉工業が、取得した自己株式を完全子会社に譲り渡した上で第三者に売却処分させた結果、子会社の資本が本件株式の買入価格と売渡価格の差額分減少したことへの株主代表訴訟.
- 三井鉱山事件の判示が原則として引用された上で、子会社株式の評価損が主張立証されている場合には、評価損が親会社の損害になると判示された。
- ③野村證券株主代表訴訟事件(2001年)6)
- 野村證券の子会社が米国当局の規則に違反し課徴金を課された件に関する株主代表訴訟.
- 子会社での不正行為について、親会社取締役は、特段の事情のない限り、直ちに親会社に対し任務懈怠の責任を 負うものではない旨が判示された。
- ④コスモ証券株主代表訴訟事件 (2002年)⁷⁾
- 関連会社の清算のためのコスモ証券の支援金の供与は、コスモ証券の支配的株主である大和銀行の当該関連会社への貸付金返済をコスモ証券が実質的に肩代わりするものとした株主代表訴訟.
- 親子会社の利益が相反する場面では、子会社取締役は親会社以外の少数株主を含めた全株主の利益を図るという 観点から善管注意義務違反が判断されるべきと判示された.

- (5)りそなホールディングス株主代表訴訟事件(2003年)⁸⁾
- 大和銀行及びあさひ銀行がりそな HD の完全子会社となったことに関連し、再編前に子会社で生じた損害について、子会社取締役に対する責任追及をりそな HD が怠ったとした株主代表訴訟.
- ただし、本件では、子会社の銀行と取締役らとの間で訴訟上の和解が成立していることや、そもそも子会社経営 陣に賠償責任はないといった理論構成から、親会社取締役の子会社経営陣への管理責任は吟味されなかった。

⑥三菱商事株主代表訴訟事件 (2004年)9)

- 三菱商事が黒鉛電極のカルテルを教唆・幇助したとして、米国にて罰金等を支払い、黒鉛電極の購入者からの損害賠償請求の和解金等を支払った件に関する株主代表訴訟.
- カルテルに直接関わったのは三菱商事の子会社であり、三菱商事の社員が出向していた。これに関し、①当該社員に対する監督義務違反及び②法令順守義務違反が争点となった。

⑦ユーシン損害賠償請求事件 (2011 年)¹⁰⁾

- 完全子会社が用地取得した土地にて、騒音規制が発覚し、子会社は工場を稼働できなかった件に関する、ユーシンによるユーシンの代表取締役への損害賠償請求.
- なお、当該用地取得はグループ全体に利害を及ぼしており、親会社取締役の子会社監督責任というよりは、親会 社取締役の調査そのものが善管注意義務違反となり得るかが問題とされた。

⑧福岡魚市場株主代表訴訟事件(2012年)11)

- 完全子会社に対する不正融資等に関連した損害についての株主代表訴訟.
- 子会社に対する監視義務を怠り、子会社に高額の貸付けを行ったなどの観点から、福岡魚市場の代表取締役らに 対して善管注意義務違反が是認された。

(9)ビューティ花壇損害賠償請求事件 (2013年)¹²⁾

- ・ビューティ花壇及びその完全子会社の貸付先が破産し、貸付金の一部が回収不能となったことに関する、ビューティ花壇によるビューティ花壇の取締役への損害賠償請求.
- 子会社への法人格否認の法理の適用や,親会社取締役らが子会社の意思決定の支配を認めるに足る証拠はないという観点から,親会社取締役の責任は否定された.

⑩みずほフィナンシャルグループ株主代表訴訟事件 (2020 年)¹³⁾

- 子会社であるみずほ銀行と他社との提携ローンに反社会的勢力が含まれるのを認識していた親会社取締役の、 ①新たな反社会的勢力との取引を防止する体制の構築義務の懈怠及び②現行の取引を解消するための具体的な措置の懈怠が争点となった株主代表訴訟.
- ①については、みずほグループとしての反社会的勢力防止のための内部統制システムの構築は相当であるとされ、②については、みずほ銀行に対する反社会的勢力との取引解消のための措置をみずほ FG の取締役会で決議する義務を負担していたとまでは認められないとされたことから、みずほ FG の取締役としての善管注意義務違反は否定された。

※表中の「HD」は「ホールディングス」の、「FG」は「フィナンシャルグループ」の略称 出典:筆者作成

次節からは、これら判例・裁判例と法解釈を基に、①親会社取締役が子会社の不正に関与した際の子会社取締役及び親会社取締役の責任、②子会社独自の判断による不正行為に対する不作為に関する親会社取締役の責任、③親会社取締役の企業集団の内部統制システム構築に関する責任の3つの観点で論を進めていく。なお、以下、本文では、事件名を「企業名+事件」の要領で記載する(例:みずほ FG 事件)。

3.2 親会社取締役が子会社の不正に関与した際 の子会社取締役及び親会社取締役の責任

会社法上,子会社の損害に関し,第一義的な 監督責任を有するのは子会社取締役である.そ こで,親会社取締役の子会社監督責任に関する 議論を深めるに先立ち,子会社取締役の責任を 確認するとともに,親会社取締役が子会社の不 正に関与した際,子会社取締役の責任と親会社 取締役の責任が両立するかも併せて確認する.

表2④のコスモ証券事件では、子会社取締役 は親会社以外の少数株主の利益を犠牲にしては ならず、子会社の全株主の利益を図るという観点から善管注意義務違反が判断されるべきと判示されている¹⁴. つまり、たとえ親会社の指示等を受けていたとしても、子会社取締役の過失により当該子会社に損害を与えた場合、当該取締役は善管注意義務違反を問われることとなる. ただし、親会社からの指図に関して、子会社取締役は親会社よりも有する情報が乏しく、自身の行為が子会社の不利益となるかの判断が困難であるため、親会社の指図に従った子会社取締役の善管注意義務違反の認定は慎重に行うべきと指摘されているとおり(前田:2013、pp.96-97)、親会社取締役が子会社の不正に関与した場合の子会社取締役の責任は、実際にはかなり限定的であると解されている.

また、表2①の三井鉱山事件及び表2②の片 倉工業事件はいずれも、親会社取締役が子会社 に働きかけた結果、子会社に損害が生じた事件で ある。多くの学説では、「子会社の債権者が親会 社取締役の責任を追及しうることと、親会社の取 締役が親会社に対して損害賠償責任を負うこと は両立する」とされており(今井:1995, p.103), 親会社取締役が子会社取締役の業務執行に関与 した結果、子会社に損害が発生した場合は、子 会社取締役とは別に親会社取締役は親会社に対 する損害賠償責任を問われることとなる。

なお,不正の有無にかかわらず,親会社取締役が子会社の業務に積極的に関与している場合は,親会社取締役はその業務執行に関する調査義務を負うという点では,表2⑦のユーシン事件が参考となる.本件では,子会社の用地取得に際し,現地視察,取締役会への付議資料の作成,及び取締役会での説明を親会社取締役自ら行っていたため,当該用地取得は子会社のみならずグループ全体に利害を及ぼしていた.このように,子会社の業務に積極的に関与している場合,親会社取締役はその業務執行に関する調

査義務を負うと判示されている¹⁵⁾.

3.3 子会社独自の判断による不正行為を知っ た親会社取締役の不作為に関する責任

奥山(2013)は、子会社の不正行為の結果として親会社に損害が発生した場合、親会社取締役が損害賠償義務を負うのは、(1)親会社取締役自身が子会社に積極的な指示等を行っている場合、(2)子会社独自の判断による不正行為ではあるが、それを知った親会社取締役の不作為による善管注意義務違反が問題になる場合の2つの場面に分けられると整理している(奥山:2013、p.129).

(1)の事例に当てはまるのが、前節の三井鉱山事件及び片倉工業事件、そして表2⑨のビューティ花壇事件である。ビューティ花壇事件では、完全子会社における貸付の未回収相当額の損害に関する親会社取締役の善管注意義務違反が争われた。親会社が完全子会社の意思決定を支配していたとまでは言えないことを理由に完全子会社の法人格否認は認められず、親会社が損害を受けたとは言えないと本判決は判示している¹⁶⁾. 三井鉱山事件及び片倉工業事件とは異なり、親会社取締役の関与が認められなかったことから、親会社取締役の曹管注意義務違反もまた認められなかった事件と言えよう。

一方, (2)の事例に当てはまるのは表2③の野村證券事件である.野村證券事件では,親会社取締役は,特段の事情がない限り,直ちに親会社に対し任務懈怠責任を負うものではないとし,親会社取締役の子会社監督責任は限定的なものと見なされている.なお,「特段の事情」とは,子会社の意思決定を支配する指図等を行い,かつ,この指図等が親会社に対する善管注意義務や法令に違反するといった場合であり¹⁷⁾,これは前述の(1)の事例が該当すると言えよう.

しかし、野村證券事件判決後、親会社取締役

の子会社監督責任を主張する法解釈である「資 産管理義務論 | が登場した。これは、子会社の 株式は親会社の資産であるという観点から、資 産の減価を防ぐ取締役の義務に基づき、親会社 に対する善管注意義務の一類型として子会社監 督責任を認めるものである(船津:2010, p.230). このような中、会社法制部会の議論においても、 野村證券事件における親会社取締役の損害賠償 義務に関する判断基準に懸念が示され、判例と は逆に、親会社取締役の子会社監督責任はむし ろ一般的に存在するとの解釈が確認された¹⁸⁾. その結果、子会社の不祥事に際し、親会社取締 役が子会社管理に関する責任を負うのは、法令 に違反した指図を行うなど積極的に関与した場 合のみだと限定する野村證券事件判決はもはや 採りえないと多くの学説が主張することとなっ た (河合: 2016, p.31).

3.4 親会社取締役の企業集団の内部統制シス テム構築に関する責任

ここまで、親会社取締役の指図の有無や不作 為に着目しながら、親会社取締役の子会社監督 責任について検討してきた。本節では、子会社 の監督のための具体的な手段であるグループ内 部統制システムの整備について確認する。

一般的に、内部統制システムの整備には、平時対応と有事対応の2つが求められる(伊勢田: 2018、p.102)¹⁹⁾. 事業に係るリスクや不祥事が生じないように業務体制を工夫する「事前防止体制」と、会社内部に不祥事の徴候を示す事実(レッド・フラッグ)が現れた際、経営者へ速やかに情報を伝達する「情報伝達体制」の構築・運用が平時対応である。一方、レッド・フラッグが見られた際に、必要な調査を行う「調査体制」と、迅速かつ適切に対応する「損害拡大防止体制」の構築・運用が有事対応である。グループ管理においても、平時・有事の両方の体制整備

の必要性が論じられている(塚本:2014, p.30).

グループ内部統制システムの平時対応に関す る判例としては、表2⑥の三菱商事事件が挙げ られる。本件では、米国独占禁止法を社員に遵 守させるための内部統制システムの構築義務違 反が争点の1つとなった. 三菱商事においては、 「各種業務マニュアルの制定 | 「法務部門の充実 | 「従業員に対する法令遵守教育の実施」など、独 占禁止法の遵守を含めた法令遵守体制を構築し ていたことが認められたため、内部統制システ ム構築義務違反は認定されなかった. 一般的 に、内部統制システムの構築に関しては、当該 事業に既知のリスクがあるかどうか、自社の過 去の事例や同業他社の対応状況などを客観的な データに基づいて調査し、事業の遂行上適切な 水準のものを備えておけば義務違反にならない とされている (伊勢田: 2018, p.121). グルー プ内部統制システムの平時対応においても. 少 なくとも同様の体制を構築しておけば、親会社 取締役は子会社監督責任に関する善管注意義務 違反には問われないと言えよう.

一方,親会社取締役の有事対応の責任が問題となったのが,表2®の福岡魚市場事件である.福岡魚市場の完全子会社であるフクショクは,親会社との間で「グルグル回し取引」と呼ばれる循環取引に類似した帳簿上の売買を繰り返して損失を膨らませた.これに対し,福岡魚市場は,会計上の損害を事実上補填するために融資等を繰り返したものの,最終的に債権を放棄した.本件では,フクショクの非常勤取締役又は非常勤監査役を兼務していた複数の親会社取締役が,子会社であるフクショクの不良在庫問題の実態を解明しないまま,具体的な対策を採ることなくフクショクひいては福岡魚市場の損害を拡大させたことについて,善管注意義務違反が認められると判示された²⁰⁾.

福岡魚市場事件で問題となった取引の性質.

福岡魚市場の関与、被告らの役員兼任状況、及びフクショクが完全子会社であったなどの特有の事情から、親会社取締役の子会社監督責任の具体的な内容として本件がどこまで一般化できるかは慎重な検討が必要である(船津:2016、p.111). しかし、久保田(2012)は、そのような特有の事情を割り引いても、「子会社における不正ないし不正を疑わせる事情を知った場合に、それを是正ないし調査せずに放置していれば、やはり親会社に対する責任を問われうる(久保田:2012、p.88)」と主張している。「調査をするかしないか」の二択の場面で、レッド・フラッグに気づきつつも不祥事の有無を調査しなかったという選択がそのまま、善管注意義務違反へ繋がったと言えよう。

なお、子会社の不祥事を認識した親会社取締 役の取り得る対応としては、表2⑤のりそなHD 事件が参考となる.一般的に、完全親会社は完 全子会社に対し株主としての代表訴訟提起権を 有することから、仮に、子会社経営陣の賠償責 任が認定されていた場合, 完全子会社が任務懈 怠の可能性がある自社の取締役の責任を追及し ないならば、原則として完全子会社に代わって 親会社が責任を追及できると指摘されている (菊田: 2005, p.166). ただし、株主代表訴訟に かかる費用と見込まれる損害賠償等を勘案して 提訴しないという選択肢も考えられることから (菊田: 2005, p.166), このような合理的な説明 があれば、子会社経営陣の責任を追及しなかっ たとしても、親会社取締役は任務懈怠を問われ ないであろう.

3.5 小括

本章では、親会社取締役の子会社監督責任が 争点となった判例・裁判例とこれに関する法解 釈を概観し、親会社取締役の子会社監督責任に 関する示唆を整理した。①親会社取締役が子会 社の不正行為に関与した際は、子会社取締役の 責任は実際にはかなり限定的である一方、親会 社取締役は子会社取締役とは別に親会社に対す る損害賠償責任を問われ得る。②子会社独自の 判断による不正行為に対する不作為に関する親 会社取締役の責任については、野村證券事件判 決ではこれを限定的と見なしていたが、現在は、 学説上、親会社取締役の子会社監督責任が一般 的に認められている。③親会社取締役の子会社 監督責任を果たすに当たっての具体的な手段と しては、平時・有事それぞれのグループ内部統 制システムの構築・運用が求められる。中でも、 レッド・フラッグに気づきつつも不祥事の有無 を調査しないという選択は善管注意義務違反へ 繋がり得ることが確認できた。

4. みずほ FG 事件を通じた親会社取締役の 子会社監督責任に関する問題点の整理

4.1 福岡魚市場事件との比較を通じたみずほ FG 事件に関する問題提起

本章では、前章で整理した親会社取締役の子会社監督責任の中でも、特に有事対応に関する検討を深めるため、みずほFG事件を詳細に取り上げる、親会社取締役の子会社監督責任は一般的には認められているものの、当判決が今後支持されれば、有事であろうとも、子会社に改善等を促さないような不作為が親会社取締役に許される可能性があることが、みずほFG事件に着目する理由である。

なお、当判決の問題点を検討するに当たり、 比較対象として福岡魚市場を取り上げる。前述 のとおり、福岡魚市場事件は、親会社取締役の 子会社監督責任を一般化するには慎重さが求め られる裁判例である。ただし、みずほ FG 事件 には、問題となった子会社が完全子会社である ことに加え、親会社取締役が子会社の役員を兼 務しており、また、親会社取締役の有事対応が 争点であるといった福岡魚市場事件との共通点 が揃っていることから、本研究では両事件を比 較することとした.

4.2 みずほ FG 事件の分析

みずほ FG 事件は、みずほ銀行とオリエントコーポレーションとの提携ローンの融資先に反社会的勢力が含まれていたことを原因として、同社に発生した損害の賠償を求めて提訴された株主代表訴訟事件である。本件は、みずほ FGの取締役であった被告らの、①新たに反社会的勢力との取引が発生することを防止するための体制を構築する義務、②みずほ銀行に対し、認識した当該反社会的勢力との取引を解消する具体的な措置を講じるよう求める義務の 2 つを負っていたにもかかわらず、これを怠ったことに関する善管注意義務違反が争われた。

本判決の前には、被告らの法的責任を主張す る意見が見られた.新谷(2014)は、「金融庁 から指摘されるまでの2年以上にわたり、何ら 融資解消のための努力も方策も講じることなく 放置したことは行政処分を免れないばかりか. 銀行の経営者として厳しく責任が追及されるこ とは当然のことであろう (新谷:2014, p.17)」 と述べた上で、①持株会社の取締役としての、 子会社であるみずほ銀行に関するグループ内部 統制システムの構築義務違反及び②反社会的勢 力への融資に関し、対策の検討も経営判断もな く放置した任務懈怠の2つを指摘した(新谷: 2014, p.22). これらはみずほ FG 事件の 2 つの 争点に相応し、第1の争点は平時対応、第2の 争点は有事対応に関する議論であると言える. しかし、2つの争点のいずれにおいてもみずほ FGの取締役の責任は認められなかった.

第1の争点においては、みずほ FG の取締役 の義務はあくまで、基本方針を定め、これが遵 守されているかを監督し、必要に応じて是正を 求めることを取締役会で決議するといったものに留まるとし、グループ内部統制システムについても、当時の業界の水準や社会情勢等に照らして不合理ではないとされた²¹⁾.

第2の争点においても,反社会的勢力との取引に関して,具体的な取引解消のための措置をみずほFGの取締役会で決議する義務までは認められないとされた.これは,本件ローンにおける反社会的勢力との取引割合が,みずほ銀行の一般与信取引における割合に比してあまり差がなく,実際に取引先が反社会的勢力であると警察に確認されるものはわずかであることや,コンプライアンス委員会では議題の多さから本件関係では5分程度しか時間を割けなかったことについて,その判断に裁量違反はなく,特段の事情があったとも認められないことが理由であるとされた²²⁾.

4.3 福岡魚市場事件とみずほ FG 事件の比較

福岡魚市場事件とみずほ FG 事件を比較すると、表3のように整理できる。

取締役の監視・監督義務に関し、どの場面で 義務違反となるかについて、笠原 (2005) は、 子会社の監督に限らない一般論として、3つの 類型に整理した。具体的には、①取締役が会社 に損害を与えるべき不正について知っていなが ら是正措置を採らない場合、②そのような不正 を知らずとも、不正が疑わしい状況で調査をし ない場合、③不正が疑わしい状況ではなくとも、 取締役会への出席義務など取締役が普段果たす べき義務を果たしていないといった場合の3つ において、それぞれ取締役の義務違反が認めら れると整理している(笠原:2005、p.44)、久保 田(2012) は、この笠原(2005)の整理を援用 し、上記②では、調査の結果不正が明らかにな った際、①のように取締役が当該不正について

	福岡魚市場事件	:	みずほ FG 事件
子会社との 資本関係	完全親子関係		
親会社取締役の 子会社との兼務	親会社取締役が子会社役員を兼務		
親会社取締役の	十分な調査をしなかった結果.	グルグル回し取	子会社であるみずほ銀行の対応が適切かを、取

表 3 福岡魚市場事件とみずほ FG 事件の比較

引の中止といった是正措置に至らなかった。

親会社取締役として原因を解明すべく更なる調

査をするか、又はこれを命ずべき義務を怠り、

出典:筆者作成

賠償責任の有無

及び判断理由

有事対応

是正措置を採らなければならないことが前提と なっているのであるから、福岡魚市場事件でも 同様に、子会社での不祥事が明らかになった際 には、親会社取締役が是正措置を採るべきこと が含意されていると見るのが素直な読み方であ ろうと言及している(久保田: 2012, p.86).

損害を拡大させた.

しかし、みずほ FG 事件では、子会社での不 祥事が明らかになった際の親会社の取締役会の 対応が問われたものの、監視・是正を行わない という判断に裁量違反はないとされた. これに ついて、内部統制システムの構築・運用の枠組 みを超え, 具体的な取引解消により反社会的勢 力排除を求める義務までは負わない (田澤: 2020, p.99) と、当判決を支持する意見もある。 だが、取引防止・解消に向けた抜本的対応をみ ずほ銀行が2年以上も怠ったことは、金融庁に よるみずほ銀行への業務改善命令の一因となっ た²³⁾. このような放置を見過ごすことを親会社 取締役の裁量の範囲内と見るのは妥当とは言えな いとの主張もなされている(松井:2021, p.167).

たしかに、みずほ銀行では、ペースは速くは ないものの改善が続いてはいたことから,「準有 事」であっても有事とまでは言えないという主 張も考えられる. しかし、松井 (2021) が指摘 するように、①取締役会に報告された228件の 取引の解消について、取締役会で確認する体制 すら整備されていなかった点は内部統制システ ムの欠陥と言えるのに加え、②被告らが親子会 社の役員を兼任しており両社の取締役会での報 告を二重に受けていた点からすれば、取締役会 への報告内容が徐々に手薄になり、 最終的には 報告もされなくなった点につき、放念していた と言わざるを得ない(松井:2021, pp.161-162). 子会社の対応内容そのものよりも、親会社の取 締役会で議論がされなかったという不作為につ いて、みずほ FG 自身の有事対応の適切さが問 われるべきではないだろうか.

締役会にて議論しなかった.

は認められない.

反社会的勢力との具体的な取引解消のための措

置をみずほ FG の取締役会で決議する義務まで

4.4 小括

本章では、福岡魚市場事件とみずほ FG 事件 の判例を比較・分析した. 前者では子会社の不 祥事についての親会社取締役の調査義務違反が 善管注意義務の一類型をなすことが認められた が、後者では子会社の不祥事を是正する場面で 放置することも裁量の1つとされ親会社取締役 の善管注意義務違反は認められなかったように. 両判決で判断が分かれている.

仮に、今後みずほ FG 事件の判断枠組みが支 持され、親会社取締役の不作為について法的責 任が認められなければ、親会社のリスクを子会 社に外部化しながら、親会社取締役が十分なグループ・ガバナンスを発揮しない事態が懸念される。親会社による子会社の別法人化の動機は、権限と責任の所在を明確にすることに伴う事業の効率化や自由な裁量にかかるコミットメントから期待できる子会社経営者の企業家的精神の発揮(齋藤:2015, p.135)にあり、親会社取締役に係るリスクの回避にのみこれを求めることは適切とは言い難い。しかし、不正案件等が発生しても、子会社に改善等を促さないという親会社取締役の不作為が是認されるならば、これはわが国のグループ・ガバナンスの進展に支障を来すと考えられる。これを防ぐには、子会社の有事対応に関する親会社取締役の対応に関連した具体的な規範が必要ではないだろうか。

5. 2014 年会社法におけるグループ・ガバナ ンスに関する議論の検討

本章では、グループ・ガバナンスが主題の1つとなった会社法制部会の議論を整理した上で、ハードローである会社法に規定される内容を確認するとともに、子会社の有事における親会社取締役の子会社監督責任のモチベーションの維持・向上に当たり、どのような課題が残されているかを探求する。

5.1 親会社取締役の子会社監督責任に関する 議論

会社法制部会では、親会社株主の保護の方策の1つとして親会社取締役の子会社監督責任の明文化が提唱された。当時、親会社取締役の子会社監督責任を限定的と解する野村證券事件判決がある一方、前述の「資産管理義務論」が登場し、親会社取締役の子会社監督責任を認める法解釈が一般的となっていたことから、これを法律においても明らかにすべきか議論された。

議論において、明文化に反対した委員におい

ても当該責任の存在そのものは肯定したことなどを踏まえ²⁴⁾,親会社取締役の子会社監督責任に関する解釈上の疑義は相当程度払拭されたと会社法制部会では総括された²⁵⁾.しかし,監督義務の範囲の不明確さや,グループ経営に対する委縮効果への懸念が根強かったことに加え,会社法制部会で同時に議論されていた多重代表訴訟制度の創設についてコンセンサスが得られたことから,親会社取締役の子会社監督責任に関する明文規定は設けられないこととなった(坂本編:2014, p.219).

5.2 多重代表訴訟制度に関する議論

一方,2014年会社法にて導入されたのが多重代表訴訟制度である。1997年の独占禁止法改正に伴い持株会社を採用する企業が増加する中,持株会社の子会社に親会社株主からのチェックが働かないことが問題視された結果,親会社の株主が子会社や孫会社等の取締役に対する請求権を代位行使できる多重代表訴訟制度が会社法制部会において審議された(岩原:2012, p.5).なお,会社法改正案の国会提出に当たり,前述したみずほ銀行の反社会的勢力への融資に伴う金融庁からの業務改善命令など,親子会社・大規模な株式会社のガバナンス構造への規制強化の風潮が高まっていたことが多重代表訴訟制度の導入への最後の一押しとなったとの指摘がある(山田:2014, pp.456-459).

多重代表訴訟と通常の株主代表訴訟で異なる点の中で、とりわけ注目すべきなのが「少数株主権」(会社法第847条の3第1項)である。これは、最終完全親会社等(その企業グループの最上位に位置する株式会社)の株主で、株式の1%以上を有する者に、提訴権が限定されることを指す。最終完全親会社等の株主と、責任を追及される完全子会社の発起人等との間の関係が、最終完全親会社等を通じた間接的なものとなる

ため、利害関係をより強く有する場合に多重代表訴訟の提訴権を認める少数株主権を認定し、総株主の議決権の1%以上を要件としたというのが、立法の趣旨である(坂本編:2014, p.165)。

この提訴要件の厳格さから、これを満たす株 主は、株式の持合いをしている場合か、生命保 険会社やメガバンク等の一部の機関投資家に限 られ、一般株主には多重代表訴訟の提起はでき ないとの指摘もある(藤田:2014, p.15). 実際, みずほ FG 事件に関しても、多重代表訴訟制度 が存在したとしてもみずほ銀行の取締役を対象 とした訴訟提起の可能性は低かったであろう (石垣:2019, p.14). みずほ銀行の反社会的勢 力への融資に伴う金融庁からの業務改善命令が 多重代表訴訟制度導入の最後の一押しとなった にもかかわらず、みずほ銀行の取締役の責任を 追及するに当たってはこれを適用するのが困難 なのが、多重代表訴訟制度の現状である、多重 代表訴訟の提起が現実に問題になるのは、非上 場の中堅企業や中小企業と考えられるとの指摘 もあるように (新谷: 2016, p.308), 社会的な 影響の大きさを考えれば、大企業グループでの 事件・事故は社会安全学が求める安全・安心な 社会の構築に支障を来すことになるにもかかわ らず、企業規模が大きくなればなるほど現行法 の適用は難しくなる状況にある.

5.3 小括

2014年会社法において、親会社取締役の子会 社監督責任の明文化は否定された。また、導入 された多重代表訴訟制度はその要件の厳しさに より株主にとって十分な運用が難しく、みずほ FG事件のような事例でもその活用は難しい。少 数株主権について、髙橋(2015)は、なぜ株式 保有が間接的であると少数株主権化が正当化さ れるのかの実質的な説明がないことを指摘し、 通常の株主代表訴訟制度にはない条件を多重代 表訴訟制度に設けるのは提訴権の不当な制約で あると主張している(髙橋: 2015, pp.272-274).

では、仮に多重代表訴訟制度の要件が緩和されれば、グループ・ガバナンス上の問題、特に子会社の有事における親会社取締役の不作為を解決できるだろうか。たしかに、多重代表訴訟制度の要件の緩和は親会社の株主の保護に繋がる。しかし、多重代表訴訟制度はあくまで子会社取締役の責任を直接追及するものであり、親会社取締役にとってのグループ・ガバナンス強化へのインセンティブとはならない。親会社取締役にグループ・ガバナンスが求められる現代においては、多重代表訴訟制度とは別なる規範の定立が必要ではないだろうか。

6. 親会社取締役の子会社監督のインセンティブとなる制度の検討

本章では、親会社取締役の子会社有事への対応を促進する規範について、ハードロー及びソフトローの観点から考察する.

6.1 ソフトローによるハードローの補完

まず、ハードローについて検討すると、有事対応に係る条文の会社法における明文化の可能性は高いとは言い難い。前述のとおり、会社法制部会の議論では明文化に至らなかった。子会社の自主性を害さない範囲での監視義務の明文化には複雑な規定が必要であり(新谷:2016、pp.134-135)、検討は困難であろう。また、「完全親会社か」「純粋持株会社か」など、親子関係のバリエーションのどこに焦点を当てるかにも複雑な整理が必要である。さらに、会社法で規定される内部統制システムの整備とは、「取締役会での決議が必要であり、取締役に委ねることは許されない」というフレームワークを明確にするに留まっている。すなわち、有事対応に関する具体的な内容にまで踏み込んだ規定は、会

社法の基本的な構造とは異なることから,会社 法での明文化は慎重になる必要があろう.

そこで、ソフトローでハードローを補完できないかを検討する。清水(2018)は、ハードローやソフトローといった複数の規範が「ひとまとまりとなって作用する場合」の規範相互の関係の一つとして、一方の規範の不完全性を他方の規範が補充するといった「補完関係」を挙げた(清水:2018、p.499)。有事対応については、会社法というハードローでの明文化に制約があることから、ソフトローで補完するのが望ましいと言えよう。ソフトローに期待するのは、具体的には、①ソフトロー自体による親会社取締役のモチベーション向上、②親会社取締役の子会社監督責任に関する義務違反認定の根拠の2点である。

①ソフトロー自体による親会社取締役のモチ ベーション向上については、企業が参照する可 能性の高い規範の定立が望ましいという観点で、 CG コードに着目する. CG コードに違反した会 社は特設注意市場銘柄への指定をはじめとした 実効性確保措置の対象となる可能性があること から、CG コードは上場会社にとって一定の規 範となると考えられ、ハードローを補完するに ふさわしいと言えよう. なお、前述のとおり、 CG コードは現在. グループ全体を含めた内部 統制やリスク管理体制の整備を求める一方、有 事対応に関する具体的な内容にまでは言及して いない、そこで、「グループガイドライン」に記 載される「グループ本社を中心として、不祥事 等の早期発見と被害の最小化のための迅速な対 応など、有事対応が適切に行われる」(経済産業 省:2019, p.95) ための「体制の整備」といっ た記載を CG コードに加えることは有益である と考えられる.

②親会社取締役の子会社監督責任に関する義 務違反認定の根拠について, 浜辺(2018) は, 企業集団における内部通報制度の構築・運用を 例に挙げ、消費者庁が2016年12月9日に改定 した「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制 度の整備・運用に関する民間事業者向けガイド ライン」等に即した適切な運用を行っているか 否かが、親会社取締役の子会社監督責任におけ る事実上の判断基準となり得るとも指摘した。 すなわち, 内部統制を統括する親会社において は、法令ではないものの、上場会社を中心に合 理的で相当な内部統制を構築・運用する指針と して広く参照されているガイドラインに即した 適切な運用を行っているか否かが、「親会社の取 締役が子会社の運営について忠実義務ないし善 管注意義務違反に問われる」に当たっての、事 実上の判断基準となり得る. そして. 一般化に 慎重な検討が必要な福岡魚市場事件に比較する と、このようなガイドラインに沿った体制構築・ 運用の不備に関して、「親会社の役員等のリスク はより高いと考えられる」(浜辺:2018, pp.64-65). 内部統制の水準に関しては、取締役の行 動準則を決定するものは業界ごとの内部統制シ ステムの内容に関する実務ガイドラインの改定 や判例の積み重ねによって定まるという指摘も 踏まえれば (伊勢田: 2018, p.121), 親会社取 締役の有事対応に関するソフトローでの規定は. ソフトロー自体が親会社取締役に対するモチベ ーションとなり得るのみならず、親会社取締役 の子会社監督責任の裏付けとなり得よう.

6.2 アンケート調査と考察

東京証券取引所が2021年3月に公開した「東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書2021」によると、時価総額の大きい企業ほどCGコードの原則の実施比率は高く、時価総額が5,000億円以上の企業は過半数が全原則を実施するとともに、99%以上の企業が原則の90%以上を実施している(東京証券取引所:2021b,

p.11). このことから、社会安全学上重要となる、時価総額が大きく社会により影響力を持つ企業であればあるほど、CG コードへの追記に対応するものと考えられる。

本研究では、この内容を補完し、子会社での有事対応に関する「体制の整備」等の記載を CG コードに追加する有効性を検証するため、無記名のアンケート調査を実施した。実施時期は2023年8月1日から2023年8月25日までとし、対象は、金融庁の「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」(EDINET)の公開リストのうち²⁶⁰、「上場」かつ「連結・有」の企業3,235社とした。このうち、回答数は68社、回答率は2.1%であった。

設問は5問とし、いずれも「はい」「いいえ」の選択式としている.具体的には、「グループガイドライン」の「企業アンケート結果14:子会社不祥事が発覚した際の親会社の対応方針」のうち、親会社取締役の子会社の有事対応に直接

関係するものとして、①子会社有事の際、親会 社の経営陣に即座に報告する取決めがあるか. ②子会社有事の際, 親会社の監査役等に即座に 報告する取決めがあるか、③有事の類型に応じ て親会社としての対処方針を予め定めているか、 ④発生した問題に対する内部調査の実施と対外 公表のタイミング等について社内で方針・ルー ルが整備されているかの旨を尋ねている 4 間を (経済産業省:2019, p.97), そのまま抜粋した. これらは、「グループガイドライン」の公表から の4年間での経年比較を目的とした設問である. 加えて、5問目の設問として、上記③又は④で 「いいえ」を選択した企業に対し、仮に、CGコ ードに子会社での有事対応に関する「体制の整 備」等を求める記載が追加された場合、これに 対応をするかを1問追加した.

以上のアンケート結果について、「グループガイドライン」と経年比較すると表4のとおりとなった.

表4 アンケート結果

	グループガイドライン	本研究でのアンケート
回答数	744 社	68 社
設問①	93%	97% (はい:66, いいえ:2)
設問②	54%	91% (はい:62, いいえ:6)
設問③	24%	59% (はい:40, いいえ:28)
設問④	21%	63% (はい:43, いいえ:25)
設問⑤	_	85% (はい:29, いいえ又は無回答:5)

出典:筆者作成

設問⑤については、③又は④で「いいえ」と 回答した企業のみが対象のため、回答数が68社 中の34社となっている。なお、設問⑤の結果を 踏まえ、回答数68社からCGコードに対応しな いと考えられる「いいえ又は無回答」の5社を 除くと、子会社での有事に関する対応方針を策 定している又はCGコードが求めれば対応する 企業の合計は63社(93%)となる.

有事の際,親会社の経営陣や監査役等に即座に報告する体制については,①②のとおり90%以上の企業が整備しているのに対し,③④のように,対応方針等を整備している企業は,現在も60%前後に留まっている.これは,現行のCGコードが,取締役会に,グループ全体を含めた

内部統制システム等の適切な構築を求めている 一方、CG コード内に有事体制構築の具体的な 内容が記載されていないため、各社に対する十 分なモチベーションが発揮されていない結果で あると考えられる.

また、CG コードへの対応の結果、子会社での有事に関する対応方針の策定企業数は93%になると見込める。これは、①②と同様の90%を超える水準であることから、CG コードの追記には一定の効果があると言えよう。

7. まとめ

本研究では、ハードローとソフトローのベス トミックスの観点から、親会社取締役の有事対 応に関する CG コードへの加筆を提案した. こ れは、実現可能性と実効性を伴う解決策と言え よう. これが実現すれば、CG コード自体によ る親会社取締役のモチベーション向上が期待で きる. また、判決ごとに判断が分かれている親 会社取締役の子会社監督責任についても、CGコ ードへの加筆が、みずほ FG 事件のような親会 社取締役の不作為は今後認められないという判 断の裏付となり得る。その結果、不祥事が発覚 した後の親会社取締役の放置が減少するととも に. グループ会社の管理規程や内部通報制度を 含めた子会社からの報告体制を点検するなど. 親会社主導でのグループ・ガバナンスの一層の 推進が期待できる.

なお,グループ経営の射程に入る関連会社に 関する責任の検討は,今後の課題である.ただ し,子会社については,親会社が議決権の過半 数を有するなど経営を支配している観点から監 督もまた同様に求められることから,親会社取 締役の監督に関した規範の整備の優先度が関連 会社よりも高いと考えられる.

本研究の提案が、社会安全学の求める安全・ 安心な社会の実現に寄与し、企業のコンプライ アンス経営の推進を促進すると筆者は期待する.

注

- (1) 2010 年 4 月 28 日・会社法制部会第 1 回会議 参考資料 2 「親子会社に関する規律について の主な指摘」, p.1.
- (2) 2014年会社法では、「委員会設置会社」は「指名委員会等設置会社」に改められるとともに、「監査等委員会設置会社」が対象として新たに追加された。
- (3) 各記事の日経新聞上の出典は次のとおり.
 - ① 2007 年 1 月 27 日朝刊 7 面「三菱 UFJ, 一 部業務停止 法令順守が急務に (解説)」.
 - ② 2008 年 4 月 4 日朝刊 13 面「LTT バイオ, 不正疑惑受け, 増田社長辞任.」.
 - ③ 2009 年 8 月 14 日地方経済面中国 A11 面 「広ガス,過去の決算訂正,利益水増し,15 億円—子会社の不正取引受け. |.
 - ④ 2010 年 4 月 14 日朝刊 38 面「田辺三菱, 25 日間業務停止 ─ 子会社のバイファ社,「旧 ミドリ十字」体質抜けず. 」.
 - ⑤ 2010 年 12 月 10 日朝刊 4 面「JVC ケンウッド, 課徴金 8 億円を命令, 不適切会計 金融庁, 不服退ける.」.
 - ⑥ 2013 年 6 月 7 日朝刊 5 面「金融庁, OKI に 課徴金納付命令.」.
 - ⑦ 2013 年 12 月 27 日朝刊 1 面「みずほ FG 会長 3 月辞任,金融庁が処分,人事権,社外役員に.」.
 - ⑧ 2014年1月26日朝刊1面「農薬混入,契 約社員を逮捕,業務妨害容疑,マルハニチ 口社長,引責辞任.」.
 - ⑨ 2016年2月10日朝刊13面「旭化成、社長退任発表─旭化成建材、社長に堺氏、役員報酬カットも発表.」.
 - ⑩ 2016年7月30日朝刊12面「住江織物,不適切会計発覚で社長が引責辞任...
 - ① 2017年1月26日朝刊17面「船井電に改善報告書要求,東証.」.
 - ② 2017年7月15日朝刊7面「富士フイルム HD古森重隆会長「企業統治巻き直し」, 富 士ゼロックス不祥事で管理統合, 経理・監 査9月までに.」.
 - ③ 2019 年 3 月 15 日朝刊 16 面「リズム時計社 長,不正会計で引責,平田氏が昇格.」.

- ④ 2019年5月30日地方経済面中部7面「ホシザキ坂本会長、代表権返上、不正防止へ 目標見直し.」
- ⑤ 2019 年 10 月 30 日地方経済面埼玉 40 面 「UMCエレ社長が辞任,子会社の不正会計 で引責.」.
- (6) 2019年12月26日朝刊3面「郵政3社長辞任へ、民間トップでもガバナンス不全.」.
- (4) 最判平成5年9月9日民集47卷7号 p.4814.
- (5) 東京高判平成6年8月29日金判954号 p.14.
- (6) 東京地判平成13年1月25日資料商事203号 p.194.
- (7) 大阪地判平成14年2月20日判夕1109号p.226.
- (8) 大阪地判平成 15 年 9 月 24 日判時 1848 号 p.134.
- (9) 東京地判平成 16年5月20日判時1871号 p.125.
- (10) 東京地判平成 23 年 11 月 24 日判時 2153 号 p.109.
- (11) 福岡高判平成 24 年 4 月 13 日資料商事 360 号 p.44.
- (12) 東京高判平成 25年3月14日資料商事349号 p.34.
- (13) 東京地判令和 2 年 2 月 27 日資料商事 433 号 p.110.
- (14) 前掲注7, p.234.
- (15) ただし、「調査の必要性及び程度についての判断に著しく不合理な点は認められ」ないと判断され、被告の善管注意義務違反は否定された(前掲注10, p.117.).
- (16) 前掲注 12, p.40.
- (17) 前掲注 6, p.196.
- (18) 2012 年 2 月 22 日·会社法制部会第 17 回会議 議事録,塚本英巨関係官発言,p.28.
- (19) 伊勢田 (2018) は「平常時の内部統制システム」「異常発生時の内部統制システム」と記述しているが、本研究では、「平時対応」「有事対応」と記述する.
- (20) 前掲注 11, p.46.
- (21) 前掲注 13, pp.121-123.
- (22) 前掲注 13, pp.123-124.
- (23) (金融庁、株式会社みずは銀行に対する行政処分について) https://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20130927-3.html (2022年9月11日確認).

- (24) 2012 年 5 月 16 日·会社法制部会第 20 回会議 議事録,藤田友敬幹事発言,pp.25-26.
- (25) 2012 年 8 月 1 日·会社法制部会第 24 回会議 議事録, 岩原紳作部会長発言, p.9.
- (26) (金融庁. EDINET タクソノミ及びコードリストダウンロード) https://disclosure2.edinet-fsa. go.jp/weee0010.aspx (2023年6月18日確認).

参考文献

- [1] 相澤哲, 葉玉匡美, 郡谷大輔(2006). 論点解 説 新·会社法 商事法務.
- [2] 石垣美佳(2019). 企業結合に伴う問題点― 多重代表訴訟について― 環境と経営:静岡 産業大学論集第25巻第2号 pp.1-18.
- [3] 伊勢田道仁 (2018). 内部統制と会社役員の法 的責任 中央経済社.
- [4] 今井潔 (1995). 親会社が取得した自己株式を譲り受けた子会社がこれを第三者に処分した場合における親会社取締役の賠償すべき損害額――片倉工業事件第二審 私法判例リマークス1995〈下〉第11号 pp.101-105.
- [5] 岩原紳作 (2012). 『会社法制の見直しに関する 要綱案』の解説〔Ⅲ〕 旬刊商事法務第1977号 pp.4-15.
- [6] 奥山健志 (2013). 子会社管理についての親会 社取締役の責任 野村修也・松井秀樹編 実 務に効く コーポレート・ガバナンス判例精 選 有斐閣 pp.124-133.
- [7] 笠原武朗(2005). 監視・監督義務違反に基づく取締役の会社に対する責任について(7)・ 完 法政研究第72巻第1号 pp.1-58.
- [8]河合正二(2016). 会社法改正と判例にみる親会社取締役の子会社監督責任 金沢星稜大学 論集第49巻第2号 pp.25-36.
- [9] 菊田秀雄 (2005). 持株会社取締役の子会社取締役に対する提訴懈怠責任が否定された事例 税経通信第60巻第1号 pp.161-169.
- [10] 久保田安彦 (2012). 判例解説 福岡魚市場株主代表訴訟事件 月刊監査役第599号 pp.82-89.
- [11] 経済産業省 (2003). リスク新時代の内部統制 — リスクマネジメントと一体となって機能す る内部統制の指針 — .
- [12] 経済産業省 (2019). グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針 (グループガイドライン).

- [13] 齊藤真紀 (2015). 企業集団内部統制 神田秀 樹編 論点詳解 平成26年改正会社法 商事 法務 pp.119-146.
- [14] 坂本三郎編 (2014). 一問一答 平成26年改正 会社法 商事法務.
- [15] 清水真希子 (2018). 規範の形成とエンフォースメント ハードローとソフトローの相対化のための枠組み 河上正二,大澤彩編 人間の尊厳と法の役割 民法・消費者法を超えて 信山社 pp.489-511.
- [16] 新谷勝 (2014). みずほ銀行の反社会的勢力に 対する融資と取締役の責任 税経通信第69巻 第3号 pp.17-23.
- [17] 新谷勝 (2016). 内部統制システムと株主代表 訴訟 — 役員責任の所在と判断 — 民事法研 究会.
- [18] 瀬下博之 (2008). ソフトローとハードロー 一何がソフトローをエンフォースするのか 中山信弘, 藤田友敬編 ソフトロー研究叢書 第1巻 ソフトローの基礎理論 pp.169-194.
- [19] 髙橋陽一 (2015). 多重代表訴訟制度のあり方 - 必要性と制度設計 商事法務.
- [20] 田澤元章 (2020). 親会社取締役のグループ内 部統制システムの構築義務・監視義務 法学 教室第480号 p.115.
- [21] 田中亘 (2021). 会社法 第 3 版 東京大学出版会.
- [22] 塚本英巨 (2014). 平成26年改正会社法と親会 社取締役の子会社監督責任 旬刊商事法務第 2054号 pp.23-33.
- [23] 東京証券取引所 (2021a). コーポレートガバ ナンス・コード〜会社の持続的な成長と中長

- 期的な企業価値の向上のために.
- [24] 東京証券取引所 (2021b). 東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書 2021.
- [25] 浜辺陽一郎 (2018). ハラスメント等の内部通報に関する親会社の責任に関する最高裁判決青山法務研究論集第16巻 pp.55-65.
- [26] 藤田真樹 (2014). 多重代表訴訟制度を巡る問題 親会社少数株主の機能 彦根論叢第402号 pp.4-18.
- [27] 船津浩司 (2010). 「グループ経営」の義務と責任 商事法務.
- [28] 船津浩司 (2016). 子会社管理に関する取締役 の責任 岩原紳作編 会社法判例百選 第3 版 有斐閣 pp.110-111.
- [29] 文化審議会著作権分科会 (2017). 文化審議会 著作権分科会報告書.
- [30] 前田重行 (2013). 親子会社関係における子会 社の保護 金融法務研究会 金融規制の観点 からみた銀行グループをめぐる法的課題 pp.87-111.
- [31] 松井英樹 (2021). 金融持株会社取締役の企業 集団に係る内部統制体制の構築・運用義務 — 東京地方裁判所令和 2 年 2 月27日判決 東洋 法学第64巻第 3 号 pp.145-167.
- [32] 山田泰弘 (2014). 責任追及等の訴え 勝訴 株主の弁護士報酬等の請求と多重代表訴訟 神作裕之他編 会社裁判にかかる理論の到達点 商事法務 pp.420-461.

(原稿受付日:2023年10月13日) (掲載決定日:2023年12月22日)